

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 来年度以降適用される新 36 協定届の様式が公開
2. 「なんでも労働相談ダイヤル」2018 年 8 月分集計結果
3. 健康保険加入資格の厳格化

■ 社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

1. 来年度以降適用される新 36 協定届の様式が公開

6 月に働き方改革関連法案が成立したことに伴い、様々な労働関係法令が来年 4 月以降に改正されます。その中の一つである「時間外労働の上限規制」の導入により 36 協定届の様式が変更となります。今回は、この新 36 協定届の様式について、主な変更点をお伝えします。

1. 特別条項を定める場合と定めない場合で様式が分かれます。

今までは特別条項を定める場合でも 1 枚の 36 協定届で足りましたが、今後は限度時間(原則 1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間)までの時間を協定する 1 枚目と特別条項を定める 2 枚目の合計 2 枚組になります。

2. 「時間外労働の上限規制」に関するチェックボックスが設けられます。

今回の法改正で時間外労働の上限規制が設けられた関係で、新たに「36 協定で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと」というチェックボックスが設けられました。

3. 特別条項を定める場合の様式に「健康確保措置」を記載する欄が設けられます。

特別条項を定める場合の 36 協定を締結する際に、健康確保措置について記載することが必要になりますが、その内容は次の 10 項目の中から選択し、番号とその具体的内容を記述することになります。

< 健康確保措置の選択項目 >

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること
- ② 深夜(午後 10 時～午前 5 時)において労働させる回数を 1 箇月について一定回数以内とすること

- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて代償休日又は特別な休暇を付与すること
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施すること
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること
- ⑩ その他

今回ご紹介した内容は、中小企業については「2020年4月1日」以降に適用されますが、来年度以降の新様式でも届け出ることができます。時間外労働の上限規制や健康確保措置等、締結する内容が大きく変わりますので、早めの対策を行っていきましょう。

【新 36 協定届に関するリーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

【新 36 協定届の記載例】※特別条項を定めない場合

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf>

【新 36 協定届の記載例】※特別条項を定める場合

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>

(岩瀬)

2. 「なんでも労働相談ダイヤル」2018年8月分集計結果

連合が「なんでも労働相談ダイヤル」2018年8月分の集計結果を公表しました。相談内容別に見ると「パワハラ・嫌がらせ」が142件・15.3%で6ヶ月連続で最多、次いで「退職金・退職手続」が100件・10.8%となっています。

退職は労働者のみならず会社にとってもトラブルになりやすい事案です。労働者からは「退職を認めてもらえない」「手続を進めてくれない」、会社からは「急な退職の申し出があり入社してこない」「退職間際にまとまった有給休暇申請があり業務の引き継ぎをしてくれない」などのトラブルが多く見られます。

退職時のトラブルを回避するため、また退職者が担当していた業務に支障が出ないよ

うにするため申し出期限や業務引き継ぎ、退職後の守秘義務に関する事柄等、退職
手続に関する規定をしっかりと整備しておくことが重要です。

参考

https://www.jtuc-rengo.or.jp/soudan/soudan_report/data/201808.pdf

(望月)

3. 健康保険加入資格の厳格化

6月から、国民健康保険の被保険者資格にかかる確認事務が実施され、加入状況の
個別の確認が強化されています。

具体的には、国民健康保険の手続きの際に就労状況が確認され、本来会社の社会
保険に加入するべきである場合は本人に対し制度の説明(会社の社会保険に加入す
る条件等)がされます。

これにより、本人から会社に問い合わせがくる可能性があります。

また、会社の社会保険の適用対象となる可能性が高い場合は、年金事務所に情報が
回る可能性もあります。

年金事務所では、従来行っていた算定基礎届提出時の調査を廃止し、会社ごとに個
別の調査を実施して未加入者の確認をしていく方針になったため、パートタイマー等で
労働時間が週30時間を超える働き方をしている場合は注意しましょう。

参考

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T181001S0020.pdf>

(佐藤)

11月15日 東京商工会議所渋谷支部主催セミナー
「今後のパート・契約社員の処遇」

https://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-89078.html

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostepビル 5階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
